

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 7 月29日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 西山 洋祐

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6894) 4013

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド
(Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund,
a Series Trust of Nomura Portfolio Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドル受益証券 100億米ドル（約 1 兆1,094億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約7,982億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約7,450億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約 1 兆1,094億円）を上限とします。

(注) 米ドル、豪ドルおよびNZドルのそれぞれの円貨換算は、2016年 5 月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル = 110.94 円、1 豪ドル = 79.82円および 1 NZドル = 74.50円）によります。

本書において別段の記載がない限り、「米ドル」とはアメリカ合衆国の通貨をいい、「豪ドル」とはオーストラリア連邦の通貨をいい、「ニュージーランドドル」および「NZドル」とはニュージーランドの通貨をいいます。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成28年4月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド（Nomura Portfolio Select - Emerging Bond Fund, a Series Trust of Nomura Portfolio Select）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2016年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債	米国	66,136,172	28.67
	英国	50,189,565	21.75
	アルゼンチン	1,076,400	0.47
	トルコ	238,129	0.10
	小計	117,640,266	50.99
固定利付債	米国	36,268,281	15.72
	英国	32,812,207	14.22
	小計	69,080,487	29.94
その他の債券	米国	16,345,085	7.08
	英国	16,047,003	6.96
	小計	32,392,088	14.04
変動利付債	英国	3,920,906	1.70
	米国	1,081,300	0.47
	小計	5,002,206	2.17
投資資産の合計		224,115,048	97.14
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		6,596,199	2.86
純資産総額		230,711,247 (25,595,105,742円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）米ドルの円貨換算は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.94円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2015年6月1日から2016年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2015年6月末日	89,128,349	9,887,899,038	9.05	1,004
7月末日	85,165,910	9,448,306,055	9.01	1,000
8月末日	81,848,396	9,080,261,052	8.81	977
9月末日	75,134,858	8,335,461,147	8.54	947
10月末日	75,646,993	8,392,277,403	8.83	980
11月末日	73,834,376	8,191,185,673	8.85	982
12月末日	69,523,456	7,712,932,209	8.59	953
2016年1月末日	67,379,321	7,475,061,872	8.42	934
2月末日	67,201,308	7,455,313,110	8.50	943
3月末日	69,142,091	7,670,623,576	8.84	981
4月末日	69,519,280	7,712,468,923	8.97	995
5月末日	67,841,524	7,526,338,673	8.90	987

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2015年6月末日	178,341,314	14,235,203,683	8.57	684
7月末日	176,347,489	14,076,056,572	8.55	682
8月末日	169,835,747	13,556,289,326	8.36	667
9月末日	155,589,768	12,419,175,282	8.08	645
10月末日	159,336,287	12,718,222,428	8.33	665
11月末日	156,393,935	12,483,363,892	8.32	664
12月末日	145,188,089	11,588,913,264	8.05	643
2016年1月末日	139,362,526	11,123,916,825	7.88	629
2月末日	139,500,320	11,134,915,542	7.92	632
3月末日	142,720,082	11,391,916,945	8.15	651
4月末日	142,333,538	11,361,063,003	8.24	658
5月末日	140,443,442	11,210,195,540	8.17	652

(注) 豪ドルの円貨換算は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=79.82円)によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2015年6月末日	32,796,063	2,443,306,694	8.94	666
7月末日	32,462,270	2,418,439,115	8.92	665
8月末日	31,386,407	2,338,287,322	8.75	652
9月末日	29,833,385	2,222,587,183	8.47	631
10月末日	30,275,619	2,255,533,616	8.72	650
11月末日	30,156,185	2,246,635,783	8.75	652
12月末日	29,084,245	2,166,776,253	8.47	631
2016年1月末日	28,583,324	2,129,457,638	8.31	619
2月末日	28,602,179	2,130,862,336	8.38	624
3月末日	29,125,392	2,169,841,704	8.68	647
4月末日	29,005,721	2,160,926,215	8.79	655
5月末日	28,297,397	2,108,156,077	8.72	650

(注) ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)の円貨換算は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=74.50円)によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

好利回り通貨コース受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2015年6月末日	47,856,730	5,309,225,626	8.28	919

7月末日	45,281,048	5,023,479,465	7.81	866
8月末日	41,706,261	4,626,892,595	7.18	797
9月末日	40,030,252	4,440,956,157	6.89	764
10月末日	41,611,675	4,616,399,225	7.42	823
11月末日	41,062,602	4,555,485,066	7.28	808
12月末日	37,900,213	4,204,649,630	6.87	762
2016年1月末日	36,207,421	4,016,851,286	6.60	732
2月末日	36,810,756	4,083,785,271	6.72	746
3月末日	41,957,713	4,654,788,680	7.47	829
4月末日	43,158,388	4,787,991,565	7.70	854
5月末日	41,980,825	4,657,352,726	7.46	828

分配の推移

（１口当たり、課税前）

	米ドル受益証券	
	（米ドル）	（円）
2015年 6 月	0.05	5.55
7 月	0.05	5.55
8 月	0.05	5.55
9 月	0.05	5.55
10月	0.05	5.55
11月	0.05	5.55
12月	0.05	5.55
2016年 1 月	0.05	5.55
2 月	0.05	5.55
3 月	0.05	5.55
4 月	0.05	5.55
5 月	0.05	5.55
設定来累計	3.30	366.10

（１口当たり、課税前）

	豪ドル受益証券	
	（豪ドル）	（円）
2015年 6 月	0.08	6.39
7 月	0.08	6.39
8 月	0.08	6.39
9 月	0.08	6.39
10月	0.08	6.39
11月	0.08	6.39
12月	0.08	6.39
2016年 1 月	0.08	6.39
2 月	0.08	6.39
3 月	0.08	6.39
4 月	0.08	6.39
5 月	0.08	6.39
設定来累計	5.28	421.45

（１口当たり、課税前）

	NZドル受益証券	
	（NZドル）	（円）
2015年６月	0.07	5.22
７月	0.07	5.22
８月	0.07	5.22
９月	0.07	5.22
10月	0.07	5.22
11月	0.07	5.22
12月	0.07	5.22
2016年１月	0.07	5.22
２月	0.07	5.22
３月	0.07	5.22
４月	0.07	5.22
５月	0.07	5.22
設定来累計	4.62	344.19

（１口当たり、課税前）

	好利回り通貨コース受益証券	
	（米ドル）	（円）
2015年６月	0.08	8.88
７月	0.08	8.88
８月	0.08	8.88
９月	0.08	8.88
10月	0.08	8.88
11月	0.08	8.88
12月	0.08	8.88
2016年１月	0.08	8.88
２月	0.08	8.88
３月	0.08	8.88
４月	0.08	8.88
５月	0.08	8.88
設定来累計	4.40	488.14

収益率の推移

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2015年6月1日から2016年5月末日	2.26

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2015年6月1日から2016年5月末日	3.40

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2015年6月1日から2016年5月末日	4.48

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2015年6月1日から2016年5月末日	-1.29

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2016年5月末日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2015年5月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.60
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	6.26
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	19.50
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-6.81
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	2.94
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-0.11
2016年（2016年1月1日から2016年5月末日）	6.52

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.00
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	10.60
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	22.42
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-5.42
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	4.60
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	2.27
2016年（2016年1月1日から2016年5月末日）	6.46

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年10月28日から2010年12月末日）	-3.20
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	8.64
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	20.83
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-5.67
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	5.59
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	3.56
2016年（2016年1月1日から2016年5月末日）	7.08

好利回り通貨コース受益証券

期間	収益率（％）（注）
2011年（2011年9月28日から2011年12月末日）	4.90
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	23.72
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-11.68
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	0.74
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-8.85
2016年（2016年1月1日から2016年5月末日）	14.41

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

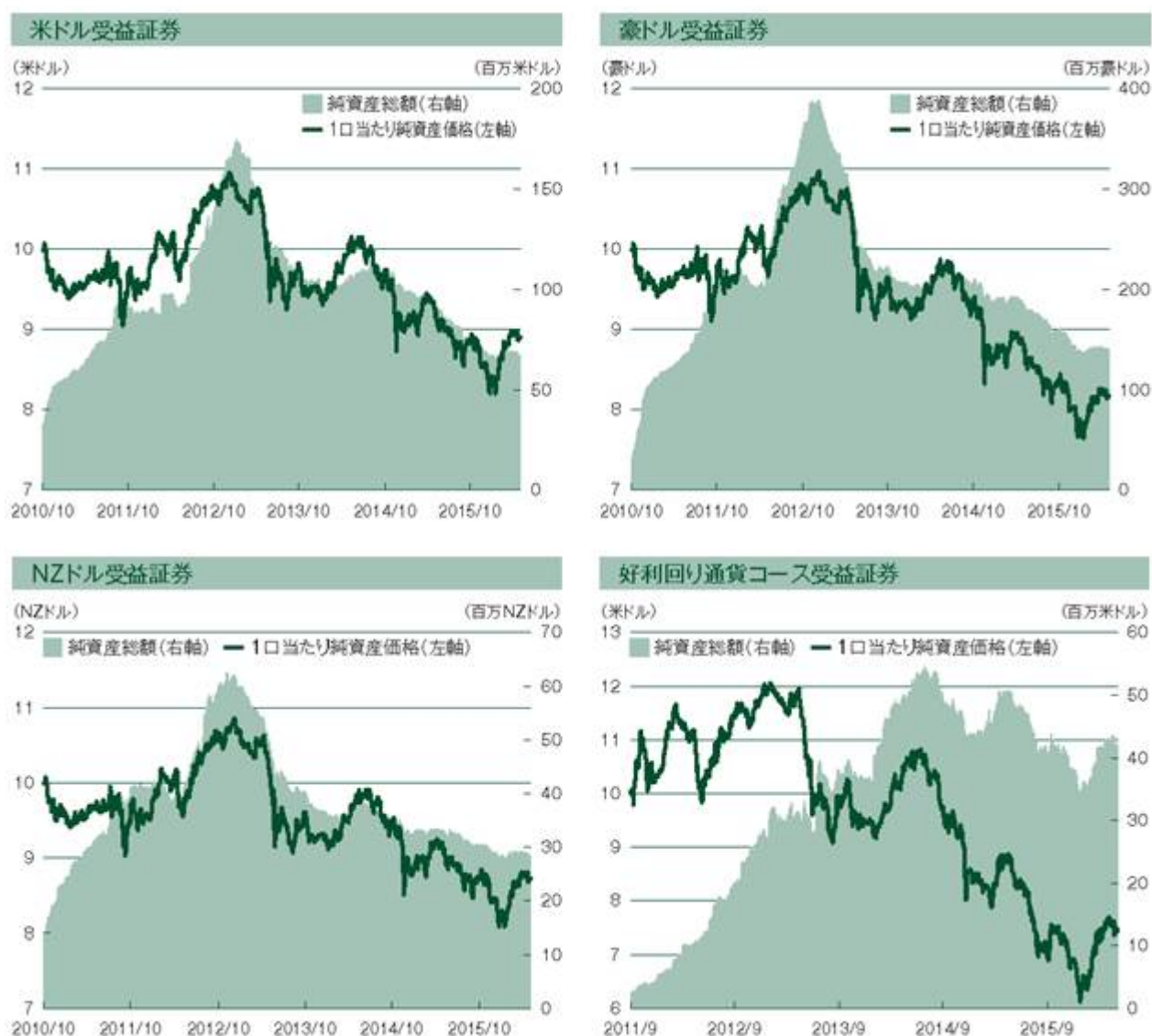
a＝暦年末（2016年については5月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格。米ドル受益証券、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の2010年は、1口当り当初発行価格。好利回り通貨コース受益証券の2011年は、1口当り当初発行価格。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2016年5月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）

2010年は10月28日から、2016年は5月末日まで



2010年は10月28日から、2016年は5月末日まで



2010年は10月28日から、2016年は5月末日まで



2011年は9月28日から、2016年は5月末日まで

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当りの純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配落の額）

分配金に対する税金は考慮されておりません。

ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2015年6月1日から2016年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2016年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル受益証券	219,450 (219,450)	2,662,805 (2,662,805)	7,620,810 (7,620,810)
豪ドル受益証券	911,995 (911,995)	4,794,177 (4,794,177)	17,189,568 (17,189,568)
N Z ドル受益証券	273,240 (273,240)	646,749 (646,749)	3,243,937 (3,243,937)
好利回り通貨コース 受益証券	681,200 (681,200)	795,216 (795,216)	5,627,747 (5,627,747)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.94円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）資産及び負債の状況

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：233,907,897米ドル）	2	226,837,539	25,165,357
銀行預金		11,723,792	1,300,637
先物契約未実現利益	14	88,297	9,796
デリバティブに係る未収証拠金		996,647	110,568
未収収益		4,356,251	483,282
現金および現金同等物に係る利息		1,342	149
ブローカーに係る未収金		1,447,936	160,634
受益証券の発行未収金		114,719	12,727
資産合計		245,566,523	27,243,150
負債			
先渡為替契約未実現損失	13	722,218	80,123
受益証券の買戻未払金		889,319	98,661
ブローカーに係る未払金		1,536,634	170,474
未払費用	9	991,706	110,020
負債合計		4,139,877	459,278
純資産		241,426,646	26,783,872

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
米ドル受益証券（米ドル）	8.97	7,753,580	69,519,280
豪ドル受益証券（豪ドル）	8.24	17,267,954	142,333,538
NZドル受益証券（NZドル）	8.79	3,300,321	29,005,721
好利回り通貨コース受益証券（米ドル）	7.70	5,606,747	43,158,388

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2016年4月30日に終了した期間

米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	8,564,187
発行受益証券数	97,330
買戻受益証券数	(907,937)
期末現在発行済受益証券数	7,753,580

豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	19,129,330
発行受益証券数	427,160
買戻受益証券数	(2,288,536)
期末現在発行済受益証券数	17,267,954

NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	3,473,321
発行受益証券数	104,050
買戻受益証券数	(277,050)
期末現在発行済受益証券数	3,300,321

好利回り通貨コース受益証券

期首現在発行済受益証券数	5,607,097
発行受益証券数	255,850
買戻受益証券数	(256,200)
期末現在発行済受益証券数	5,606,747

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2016年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（「トラスト」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2010年8月20日付信託証書により設定された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠したアンブレラトラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に基づき、トラストの資産および管理に関する全面的な権限および責任を持つ。

ファンド

資産や負債が個別に帰属するポートフォリオまたはトラストのシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、2010年8月20日付マスター信託証書および追補証書（マスター信託証書と併せて「信託証書」）に従い設立された最初のシリーズ・トラストである。

ファンドは現在、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券（併せて「受益証券」）の4つのクラスの受益証券の発行が可能である。

ファンドは、2015年10月30日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）に償還する予定で設定された。受託会社と管理会社は、償還日を2020年10月30日まで延長することを、双方の合意により2014年4月11日に決議した。ファンドは、信託証書に記載された状況により、早期に償還する（または償還を延期する）ことがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング債券で構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資ファンドに適用するルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の価格により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場または取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の価格が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記(a)に基づき決定された価格が公正な市場価格を反映していない場合には、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) かかる市場価格が存在しないか、かかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、減損が決定されない限り、額面価額により評価される。

評価が実行不可能または不適切である場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2016年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1米ドル=1.31130豪ドル
- 1米ドル=3.48530ブラジルレアル
- 1米ドル=0.88378ユーロ
- 1米ドル=66.52534インドルピー
- 1米ドル=2.81325トルコリラ
- 1米ドル=1.43554NZドル
- 1米ドル=64.56377ロシア・ルーブル

為替取引

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、管理会社を代理して、為替取引を行う。副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に関し、投資顧問会社を代理して、為替取引を行う。為替取引には、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券のそれぞれの買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を、米ドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券に帰属する資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用することが含まれる。この共通ポートフォリオは4つに分かれており、各クラスの受益証券の純資産の総額に基づき、米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、好利回り通貨コース受益証券にそれぞれ帰属する。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨をフォワードで購入する為替取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（豪ドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の状態において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（NZドル受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 好利回り通貨コース受益証券：原則として、先進国債券市場および新興国債券市場を代表して広く使用されている債券市場インデックス構成国（当面は、シティグループ世界国債インデックス（参考市場を含む。）およびJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラスに採用されている国々とする。）の通貨のうち、相対的に金利が高く、為替見通しが良好である4つの通貨が選定される。ただし、ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選定される通貨が3以下または5以上となる場合がある。選定された通貨は、定期的（原則として毎月）に見直され、入れ替えられる。

副投資顧問会社は、通常、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額（好利回り通貨コース受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい当該選定通貨を米ドル売りの先渡取引で購入する。ただし、選定通貨に米ドルが含まれる場合は、これに該当しないものとする。

1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、副投資顧問会社は、好利回り通貨コース受益証券に帰属する純資産総額の12.5%から37.5%を維持する方針である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券のそれぞれの純資産総額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないが、投資顧問会社および副投資顧問会社は、通常、純資産総額に対する当該米ドル売りの額の比率が実際のエクスポージャーの90%以上110%以下となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動、またはあるクラスの受益証券の買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該為替取引の額の比率が、純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超える場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社は、上記の為替取引を用いて、当該クラスの受益証券の当該米ドル売りの額の比率を、当該範囲内（上記のとおり、通常は純資産総額の米ドルの実際のエクスポージャーの約100%）に戻す意向である。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するため先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の契約価額と終結時の価額の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注5 - 保管会社の報酬

保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.0%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社としての役務を提供するに当たって、事業年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる、当該四半期の各ファンド営業日における好利回り通貨コースに帰属する純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する追加額を、好利回り通貨コースの資産から後払いにて受け取ることができる。しかしながら、投資顧問会社は、管理会社に対し、かかる追加額を直接副投資顧問会社に支払うことを依頼した。かかる追加額は、副投資顧問会社への各支払の前に、投資顧問会社および副投資顧問会社により確認されるものとする。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注7 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から支払を受ける。

注8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。さらに、代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して

提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求があれば、ファンドの費用負担で支払う。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとする。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	597,946
代行協会員報酬	288,784
事務代行会社報酬	57,764
保管会社報酬	17,352
受託会社および管理会社報酬	11,555
立替実費	5,772
専門家報酬	12,533
未払費用	991,706

注10 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益およびファンドの実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、合理的な分配水準を維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本から分配を行うことができる。分配金額は変動することがあり、分配が行われない場合もある。

上記を前提として、管理会社は、各月の10日（「基準日」）時点における受益者に対して毎月分配を行う予定である。ただし、基準日がファンド営業日ではない場合、分配は直前のファンド営業日時点の受益者に対して行われる。

分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2016年4月30日に終了した期間に、ファンドは合計12,324,387米ドルの分配を行った。

注11 - 課税

ケイマン諸島政府は、現行の法律の下では、分配または買戻代金の支払に適用ある所得税、法人税、キャピタルゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を、トラスト、ファンドまたは受益者に課さない。ケイマン諸島は、ファンドに対してなされた支払またはファンドが行った支払に適用される二重課税防止協定をいかなる国とも締結していない。現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

注12 - 募集および買戻しの条件

受益証券の発行

米ドル受益証券、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および好利回り通貨コース受益証券はファンド営業日（以下に定義する。）に、当該ファンド営業日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる当該クラスの受益証券1口当り純資産価格の3.0%以下（消費税またはその他の税があればそれを除いた料率）の申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することが可能である。受益者および適格投資家の取得申込口数は、当該クラスの受益証券100口以上1口単位である。

受益証券の購入に係る申込書は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内（当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない日である場合、当該7ファンド営業日目の直後のファンド営業日、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている日）および/または受託会社が管理会社と協議の上で随時決定するその他の日までに受領されなければならない。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、アムステルダムおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除く。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における営業日をいう。

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、受益証券に係る申込みの全部または一部を拒絶することができ、上記の適切に記入された申込書および支払が適時に受領されていない注文を取り消すことができる。かかる場合には、申込時に支払われた代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担において、可及的速やかに無利息で返還される。

受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を要求することができる。管理会社（またはその代理人）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書が受託会社および／または管理会社（もしくはその代理人）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。払込日から10ファンド営業日以内または当該ファンド営業日に、管理会社（またはその代理人）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその代理人）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して無利息で返還するものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益証券の買戻しを請求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を買戻すよう、事務代行会社に請求することができる。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券1口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は、ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、事務代行会社に提出されなくてはならない。

受益証券が買戻される価格（「受益証券1口当り買戻価格」）は、当該ファンド営業日における該当するクラスの受益証券1口当り純資産価格である。

目論見書に記載される受益証券の買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われない。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消することができ、買戻代金の支払を延期することができる。

注13 - 先渡為替契約

2016年4月30日現在、注2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加のエクスポージャーを供給するために、およびポートフォリオの一部の調整を行うためにファンドが締結している未決済の先渡為替契約は、以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
NZドル	28,713,192	米ドル	19,784,452	2016年5月25日	186,934
豪ドル	139,140,385	米ドル	107,259,427	2016年5月25日	(1,274,310)
ロシア・ルーブル	785,000,000	米ドル	11,223,103	2016年6月15日	778,116
ブラジルレアル	41,300,000	米ドル	11,364,105	2016年6月15日	300,147
トルコリラ	21,800,000	米ドル	7,574,109	2016年6月15日	74,351
ロシア・ルーブル	44,030,000	米ドル	653,749	2016年6月15日	19,389
トルコリラ	2,170,000	米ドル	746,560	2016年6月15日	14,777
ブラジルレアル	3,550,000	米ドル	990,845	2016年6月15日	11,772
インドルピー	48,820,000	米ドル	726,336	2016年6月15日	521
インドルピー	507,000,000	米ドル	7,571,684	2016年6月15日	(23,206)
ユーロ	650,000	米ドル	724,898	2016年6月3日	11,386
米ドル	296,373	ユーロ	260,000	2016年6月3日	1,859
米ドル	182,504	ユーロ	160,000	2016年6月3日	1,265
ユーロ	200,000	米ドル	227,774	2016年6月3日	(1,225)
米ドル	338,448	ユーロ	300,000	2016年6月3日	(1,376)
米ドル	530,340	ユーロ	470,000	2016年6月3日	(2,051)
米ドル	445,546	ユーロ	400,000	2016年6月3日	(7,552)
米ドル	388,131	ユーロ	350,000	2016年6月3日	(8,330)
米ドル	556,766	ユーロ	500,000	2016年6月3日	(9,607)
米ドル	19,750,006	ユーロ	18,145,000	2016年6月3日	(803,679)
米ドル	267,457	豪ドル	345,497	2016年5月25日	4,287
米ドル	80,355	豪ドル	102,969	2016年5月25日	1,922
米ドル	113,778	豪ドル	147,630	2016年5月25日	1,326
米ドル	48,120	豪ドル	61,646	2016年5月25日	1,164
米ドル	71,711	豪ドル	93,072	2016年5月25日	817
米ドル	47,611	豪ドル	61,576	2016年5月25日	707
米ドル	33,414	豪ドル	43,466	2016年5月25日	306
米ドル	290	豪ドル	375	2016年5月25日	5
米ドル	288	豪ドル	374	2016年5月25日	4
米ドル	117	豪ドル	150	2016年5月25日	3
米ドル	12	豪ドル	16	2016年5月25日	0
米ドル	12	NZドル	18	2016年5月25日	0
米ドル	269	NZドル	390	2016年5月25日	(2)
米ドル	79,441	NZドル	114,259	2016年5月25日	(31)
米ドル	3,031	NZドル	4,408	2016年5月25日	(35)
米ドル	23,614	NZドル	34,139	2016年5月25日	(131)
米ドル	18,603	NZドル	26,962	2016年5月25日	(150)
米ドル	26,857	NZドル	39,106	2016年5月25日	(343)
NZドル	7,878	米ドル	5,449	2016年5月25日	30
豪ドル	840	米ドル	639	2016年5月25日	1

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
N Z ドル	44	米ドル	30	2016年 5 月25日	0
N Z ドル	15	米ドル	10	2016年 5 月25日	0
N Z ドル	78	米ドル	54	2016年 5 月25日	0
豪ドル	53	米ドル	41	2016年 5 月25日	(1)
豪ドル	113	米ドル	87	2016年 5 月25日	(1)
豪ドル	223	米ドル	172	2016年 5 月25日	(2)
豪ドル	13,122	米ドル	10,087	2016年 5 月25日	(92)
豪ドル	102,986	米ドル	79,628	2016年 5 月25日	(1,183)
					(722,218)

金額は四捨五入され、1 に満たない金額は 0 と表示されている。

注14 - 未決済先物契約

2016年 4 月30日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドルで表示)	未実現利益 / (損失) (米ドルで表示)
<i>ショート・ポジション</i>					
ユーロ	(56)	ユーロBOBL先物 5 年 6 %	2016年 6 月	(8,305,759)	24,078
ユーロ	(32)	ユーロ・ボンド先物10年 6 %	2016年 6 月	(5,878,735)	19,914
ユーロ	(12)	ユーロBUXL先物30年 4 %	2016年 6 月	(2,228,151)	6,789
ユーロ	(8)	ユーロSCHATZ先物 2 年 6 %	2016年 6 月	(1,012,105)	1,810
米ドル	(101)	米国長期BD先物20年 6 %	2016年 6 月	(16,393,563)	277,751
米ドル	(21)	米国ウルトラ・ボンド先物30年 6 %	2016年 6 月	(3,567,375)	77,109
				(37,385,688)	407,451
<i>ロング・ポジション</i>					
米ドル	198	米国債先物10年 6 %	2016年 6 月	25,678,125	(201,093)
米ドル	219	米国債先物 5 年 6 %	2016年 6 月	26,416,875	(118,061)
				52,095,000	(319,154)
					88,297

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
アンゴラ					
国債					
米ドル	1,680,000	REP OF ANGOLA 9.5% 12/11/25	1,650,375	1,631,784	0.68
			1,650,375	1,631,784	0.68
		アンゴラ合計	1,650,375	1,631,784	0.68
アルゼンチン					
変動利付債					
ユーロ	3,850,000	REP OF ARGENTINA FRN 15/12/35	462,976	442,162	0.18
			462,976	442,162	0.18
国債					
米ドル	2,675,000	REP OF ARGENTINA 8.75% 02/06/17	2,938,365	2,795,374	1.17
米ドル	1,764,000	REP OF ARGENTINA 8.25% 31/12/33	2,229,973	2,708,151	1.12
ユーロ	2,345,000	REP OF ARGENTINA 2.26% 31/12/38	1,296,345	1,601,308	0.66
米ドル	1,370,000	REP OF ARGENTINA 7.5% 22/04/26	1,381,498	1,395,345	0.58
米ドル	1,195,000	REP OF ARGENTINA 7.625% 22/04/46	1,144,308	1,180,063	0.49
米ドル	1,040,000	REP OF ARGENTINA 7% 17/04/17	1,045,578	1,062,880	0.44
米ドル	905,000	REP OF ARGENTINA 7.625% 22/04/46	866,610	893,688	0.37
米ドル	800,000	REP OF ARGENTINA 7.5% 22/04/26	800,000	814,800	0.34
米ドル	6,000,000	REP OF ARGENTINA FRN 15/12/35	574,844	639,000	0.26
米ドル	445,000	REP OF ARGENTINA 6.875% 22/04/21	445,000	459,463	0.19
米ドル	310,000	REP OF ARGENTINA 6.875% 22/04/21	310,000	320,075	0.13
			13,032,521	13,870,147	5.75
その他の債券					
米ドル	1,061,424	PROVINCIA BUENOS AIRE 9.95% 9/06/21	1,015,117	1,154,299	0.48
			1,015,117	1,154,299	0.48
		アルゼンチン合計	14,510,614	15,466,608	6.41
アルメニア					
国債					
米ドル	200,000	REP OF ARMENIA 6% 30/09/20	209,500	200,724	0.09
米ドル	200,000	REP OF ARMENIA 7.15% 26/03/25	195,136	199,112	0.08
			404,636	399,836	0.17
		アルメニア合計	404,636	399,836	0.17
アゼルバイジャン					
国債					
米ドル	995,000	REP OF AZERBAIJAN 4.75% 18/03/24	947,738	958,683	0.40
			947,738	958,683	0.40
固定利付債					
米ドル	1,820,000	STATE OIL CO 4.75% 13/03/23	1,817,624	1,629,884	0.67
米ドル	260,000	STATE OIL CO 6.95% 18/03/30	227,500	246,787	0.10
			2,045,124	1,876,671	0.77
		アゼルバイジャン合計	2,992,862	2,835,354	1.17
ベリーズ					
その他の債券					
米ドル	788,000	REP OF BELIZE STUP 5% 20/02/38	549,010	403,850	0.17
			549,010	403,850	0.17
		ベリーズ合計	549,010	403,850	0.17

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ブラジル					
国債					
米ドル	2,650,000	FED REP OF BRAZIL 8.25% 20/01/34	3,638,002	3,074,000	1.27
米ドル	1,220,000	REP OF BRAZIL 7.125% 20/01/37	1,391,501	1,268,800	0.53
米ドル	1,057,000	FED REP OF BRAZIL 5.625% 07/01/41	965,708	935,445	0.39
			5,995,211	5,278,245	2.19
その他の債券					
米ドル	2,500,000	BRAZIL MINAS 5.333% 15/02/28	2,208,750	2,150,000	0.89
			2,208,750	2,150,000	0.89
固定利付債					
米ドル	470,000	CAIXA ECONOMICA 2.375% 06/11/17	458,250	453,550	0.19
米ドル	420,000	QGOG CONSTELLATION 6.25% 9/11/19	327,870	226,800	0.09
			786,120	680,350	0.28
		ブラジル合計	8,990,081	8,108,595	3.36
英国領ヴァージン諸島					
変動利付債					
米ドル	1,700,000	DIANJIANG HAIXING FRN 29/10/49	1,717,723	1,749,045	0.73
米ドル	440,000	SINOCHEM CORP FRN 29/12/49	440,000	449,900	0.19
米ドル	200,000	CCCI TREASURE FRN 29/12/49	200,000	202,490	0.08
			2,357,723	2,401,435	1.00
固定利付債					
米ドル	350,000	CHINA CINDA FIN 4.25% 23/04/25	348,985	346,314	0.14
			348,985	346,314	0.14
		英国領ヴァージン諸島合計	2,706,708	2,747,749	1.14
ブルガリア					
国債					
ユーロ	370,000	REP OF BULGARIA 1.875% 21/03/23	405,527	413,945	0.17
			405,527	413,945	0.17
		ブルガリア合計	405,527	413,945	0.17
カメルーン					
その他の債券					
米ドル	4,220,000	REP OF CAMEROON 9.5% 19/11/25	4,022,968	4,098,886	1.70
			4,022,968	4,098,886	1.70
		カメルーン合計	4,022,968	4,098,886	1.70
カナダ					
固定利付債					
米ドル	655,000	PACIFIC RUBIALES 5.625% 19/01/25	378,288	90,390	0.04
米ドル	570,000	PACIFIC RUBIALES 7.25% 12/12/21	614,064	81,225	0.03
米ドル	340,000	PACIFIC RUBIALES 5.375% 26/01/19	347,455	47,590	0.02
			1,339,807	219,205	0.09
		カナダ合計	1,339,807	219,205	0.09

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ケイマン諸島					
米ドル	その他の債券				
	2,130,000	SCHAHIN II FIN 5.875% 25/09/22	1,760,982	263,662	0.11
			1,760,982	263,662	0.11
米ドル	固定利付債				
	650,000	CHINA OVERSEAS FIN 6.375% 29/10/43	646,815	720,694	0.30
			646,815	720,694	0.30
		ケイマン諸島合計	2,407,797	984,356	0.41
チリ					
米ドル	その他の債券				
	515,000	EMPRESA ELECTRICA 4.875% 25/5/29	507,419	485,006	0.20
			507,419	485,006	0.20
米ドル	固定利付債				
	430,000	EMPRESA ELECTRICA 4.56% 30/4/25	429,759	406,286	0.17
米ドル	250,000	CODELCO INC 4.25% 17/07/42	209,070	221,053	0.09
			638,829	627,339	0.26
		チリ合計	1,146,248	1,112,345	0.46
中国					
米ドル	変動利付債				
	400,000	CHINA LIFE FRN 03/07/75	400,000	399,307	0.17
米ドル	210,000	CRCC YUPENG FRN 28/02/49	210,000	216,445	0.09
			610,000	615,752	0.26
米ドル	固定利付債				
	1,000,000	BESTGAIN REAL 2.625% 13/03/18	929,500	999,400	0.41
米ドル	700,000	BJ STATE-OWMED AST 4.125% 26/05/25	691,810	706,797	0.29
米ドル	450,000	EXPORT-IMPORT BK 2% 26/04/21	447,768	446,962	0.19
			2,069,078	2,153,159	0.89
		中国合計	2,679,078	2,768,911	1.15
コロンビア					
米ドル	国債				
	3,020,000	REP OF COLOMBIA 7.375% 18/09/37	3,572,481	3,676,850	1.53
米ドル	1,470,000	REP OF COLOMBIA 6.125% 18/01/41	1,704,673	1,576,569	0.65
米ドル	960,000	REP OF COLOMBIA 5.625% 26/02/44	1,058,422	988,800	0.41
			6,335,576	6,242,219	2.59
米ドル	固定利付債				
	590,000	ECOPETROL SA 5.875% 28/05/45	553,401	482,148	0.20
			553,401	482,148	0.20
		コロンビア合計	6,888,977	6,724,367	2.79

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
コスタリカ					
国債					
米ドル	920,000	REP OF COSTA RICA 7.158% 12/3/45	861,650	860,200	0.35
米ドル	500,000	REP OF COSTA RICA 5.625% 30/4/43	399,675	398,750	0.17
			1,261,325	1,258,950	0.52
固定利付債					
米ドル	870,000	BANCO COSTA RICA 5.25% 12/08/18	872,625	879,422	0.37
米ドル	880,000	INSTITUTO COSTA 6.375% 15/05/43	699,235	660,000	0.27
			1,571,860	1,539,422	0.64
コスタリカ合計			2,833,185	2,798,372	1.16
クロアチア					
国債					
ユーロ	1,560,000	REP OF CROATIA 3% 11/03/25	1,704,509	1,676,355	0.69
ユーロ	1,340,000	REP OF CROATIA 3.875% 30/05/22	1,695,658	1,561,697	0.65
			3,400,167	3,238,052	1.34
固定利付債					
米ドル	325,000	HRVATSKA ELEKTR 5.875% 23/10/22	320,431	335,737	0.14
			320,431	335,737	0.14
クロアチア合計			3,720,598	3,573,789	1.48
ドミニカ共和国					
国債					
米ドル	865,000	DOMINICAN REP 5.5% 27/01/25	878,450	867,777	0.36
米ドル	860,000	DOMINICAN REP 6.85% 27/01/45	889,288	860,542	0.35
米ドル	691,000	DOMINICAN REP 7.45% 30/04/44	735,781	733,593	0.30
米ドル	385,000	DOMINICAN REP 6.6% 28/01/24	385,000	412,416	0.17
米ドル	305,000	DOMINICAN REP 6.875% 29/01/26	312,000	326,350	0.14
			3,200,519	3,200,678	1.32
その他の債券					
米ドル	770,000	DOMINICAN REP 5.875% 18/04/24	809,068	793,100	0.33
			809,068	793,100	0.33
固定利付債					
米ドル	445,000	AEROPUERTOS DOM 9.25% 13/11/19	418,811	473,925	0.20
米ドル	400,000	BANCO RES REP DOM 7% 1/02/23	406,200	396,000	0.16
			825,011	869,925	0.36
ドミニカ共和国合計			4,834,598	4,863,703	2.01
エクアドル					
国債					
米ドル	720,000	REP OF ECUADOR 10.5% 24/03/20	776,081	674,078	0.27
米ドル	240,000	REP OF ECUADOR 7.95% 20/06/24	237,154	207,898	0.09
			1,013,235	881,976	0.36
その他の債券					
米ドル	820,000	EP PETROECUADOR FRN 24/09/19	557,789	546,811	0.23
			557,789	546,811	0.23
エクアドル合計			1,571,024	1,428,787	0.59

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
エジプト					
	国債				
米ドル	1,730,000	ARAB REP EGYPT 5.875% 11/06/25	1,573,466	1,548,696	0.64
米ドル	240,000	ARAB REP EGYPT 6.875% 30/04/40	205,800	206,448	0.09
			1,779,266	1,755,144	0.73
		エジプト合計	1,779,266	1,755,144	0.73
エルサルバドル					
	国債				
米ドル	810,000	REP EL SALVADOR 7.625% 1/2/41	774,095	714,825	0.29
米ドル	500,000	REP EL SALVADOR 7.65% 15/6/35	455,750	450,000	0.19
米ドル	300,000	REP EL SALVADOR 5.875% 30/01/25	299,952	267,000	0.11
			1,529,797	1,431,825	0.59
		エルサルバドル合計	1,529,797	1,431,825	0.59
エチオピア					
	国債				
米ドル	410,000	REP OF ETHIOPIA 6.625% 11/12/24	410,000	372,157	0.15
			410,000	372,157	0.15
		エチオピア合計	410,000	372,157	0.15
グルジア					
	国債				
米ドル	1,263,000	REP OF GEORGIA 6.875% 12/04/21	1,428,462	1,395,350	0.58
			1,428,462	1,395,350	0.58
	固定利付債				
米ドル	875,000	JSC GEORGIAN RAIL 7.75% 11/07/22	919,113	940,800	0.39
			919,113	940,800	0.39
		グルジア合計	2,347,575	2,336,150	0.97
ガーナ					
	その他の債券				
米ドル	1,885,000	REP OF GHANA 8.125% 18/01/26	1,730,097	1,482,496	0.62
米ドル	570,000	REP OF GHANA 10.75% 14/10/30	556,100	557,916	0.23
			2,286,197	2,040,412	0.85
		ガーナ合計	2,286,197	2,040,412	0.85
グアテマラ					
	国債				
米ドル	250,000	REP OF GUATEMALA 4.875% 13/2/28	242,375	253,750	0.11
			242,375	253,750	0.11
		グアテマラ合計	242,375	253,750	0.11
ホンジュラス					
	国債				
米ドル	200,000	REP OF HONDURAS 8.75% 16/12/20	208,873	225,984	0.09
			208,873	225,984	0.09
	その他の債券				
米ドル	200,000	HONDURAS GOVERNMENT 7.5% 15/3/24	214,500	212,000	0.09
			214,500	212,000	0.09
		ホンジュラス合計	423,373	437,984	0.18

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ハンガリー					
国債					
米ドル	2,900,000	REP OF HUNGARY 6.375% 29/03/21	3,300,713	3,297,300	1.37
米ドル	2,546,000	HUNGARY GVT 5.375% 21/02/23	2,623,036	2,813,330	1.17
米ドル	2,150,000	REP OF HUNGARY 6.25% 29/01/20	2,396,175	2,395,530	0.99
米ドル	500,000	REP OF HUNGARY 5.75% 22/11/23	573,750	567,145	0.23
米ドル	140,000	REP OF HUNGARY 7.625% 29/03/41	162,920	197,750	0.08
			9,056,594	9,271,055	3.84
ハンガリー合計			9,056,594	9,271,055	3.84
インド					
固定利付債					
米ドル	1,800,000	PERTAMINA PT 5.625% 20/05/43	1,487,700	1,660,500	0.69
			1,487,700	1,660,500	0.69
インド合計			1,487,700	1,660,500	0.69
インドネシア					
国債					
米ドル	2,600,000	REP OF INDONES 8.5% 12/10/35	3,545,249	3,611,702	1.50
米ドル	1,125,000	REP OF INDONESIA 5.95% 08/01/46	1,115,850	1,259,459	0.52
米ドル	1,215,000	REP OF INDONES 5.25% 17/01/42	1,263,127	1,243,856	0.52
ユーロ	250,000	REP OF INDONESIA 3.375% 30/07/25	264,085	289,288	0.12
			6,188,311	6,404,305	2.66
固定利付債					
米ドル	1,520,000	PERTAMINA 6.5% 27/05/41	1,503,576	1,551,210	0.63
米ドル	1,345,000	PERTAMINA PERSERO 6.45% 30/05/44	1,358,041	1,368,040	0.57
米ドル	200,000	PERUSAHAAN LISTRIK 5.25% 24/10/42	197,028	183,000	0.08
			3,058,645	3,102,250	1.28
インドネシア合計			9,246,956	9,506,555	3.94
アイルランド					
固定利付債					
米ドル	1,940,000	VEB FINANCE 6.902% 09/07/20	2,198,856	2,030,695	0.84
米ドル	1,005,000	VEB FINANCE PLC 5.942% 21/11/23	1,005,000	1,005,201	0.42
米ドル	850,000	SIBUR SECS LTD 3.914% 31/01/18	832,197	848,300	0.35
			4,036,053	3,884,196	1.61
アイルランド合計			4,036,053	3,884,196	1.61
コートジボワール					
その他の債券					
米ドル	3,024,000	IVORY COAST FRN 31/12/32	2,311,522	2,752,142	1.14
			2,311,522	2,752,142	1.14
コートジボワール合計			2,311,522	2,752,142	1.14

[次へ](#)

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ジャマイカ					
米ドル	その他の債券 845,000	JAMAICA GVT 6.75% 28/04/28	844,662	866,125	0.36
			844,662	866,125	0.36
		ジャマイカ合計	844,662	866,125	0.36
ジャージー					
米ドル	固定利付債 350,000	BK INDIA/JERSEY 3.125% 6/05/20	348,509	347,792	0.14
			348,509	347,792	0.14
		ジャージー合計	348,509	347,792	0.14
カザフスタン					
米ドル	国債 820,000	REP KAZAKHSTAN 6.5% 21/07/45	812,202	894,866	0.37
	555,000	REP OF KAZAKHSTAN 4.875% 14/10/44	503,888	504,589	0.21
			1,316,090	1,399,455	0.58
米ドル	固定利付債 575,000	KAZAGRO NTL MGMT 4.625% 24/05/23	520,731	481,678	0.19
	290,000	SAMRUK-ENERGY JSC 3.75% 20/12/17	281,663	283,127	0.12
米ドル	200,000	KAZMUNAYGAZ FIN 4.4% 30/04/23	182,000	186,540	0.08
			984,394	951,345	0.39
		カザフスタン合計	2,300,484	2,350,800	0.97
レバノン					
米ドル	国債 3,745,000	LEBANESE REPUBLIC 5% 12/10/17	3,764,846	3,738,259	1.55
	500,000	REP OF LEBANON 9% 20/03/17	522,000	518,000	0.21
米ドル	450,000	REP OF LEBANON 5.15% 12/11/18	456,075	447,750	0.19
米ドル	395,000	LEBANESE REP 11.625% 11/05/16	425,376	396,270	0.16
			5,168,297	5,100,279	2.11
		レバノン合計	5,168,297	5,100,279	2.11
ルクセンブルグ					
米ドル	変動利付債 600,000	OJSC RUSS AGRI BK FRN 03/06/21	619,360	594,000	0.25
			619,360	594,000	0.25
米ドル	固定利付債 2,245,000	OJSC RUSS AG BK 5.1% 25/07/18	2,270,625	2,307,838	0.95
	1,160,000	RSHB CAPITAL 6.299% 15/05/17	1,184,150	1,187,550	0.49
米ドル	540,000	RSHB CAPITAL 7.75% 29/05/18	561,600	579,815	0.24
			4,016,375	4,075,203	1.68
		ルクセンブルグ合計	4,635,735	4,669,203	1.93

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
マレーシア					
米ドル	固定利付債				
	5,500,000	1MDB GBL INVEST 4.4% 09/03/23	5,455,360	4,812,621	1.99
			5,455,360	4,812,621	1.99
		マレーシア合計	5,455,360	4,812,621	1.99
マーシャル諸島					
米ドル	固定利付債				
	1,050,000	OCP SA 6.875% 25/04/44	1,122,000	1,093,340	0.45
			1,122,000	1,093,340	0.45
		マーシャル諸島合計	1,122,000	1,093,340	0.45
メキシコ					
米ドル	国債				
	4,600,000	UTD MEXICAN STATES 5.75% 12/10/10	4,635,676	4,760,999	1.96
ユーロ	1,935,000	UNITED MEXICAN STATE 4% 15/03/2115	2,062,570	1,899,899	0.79
			6,698,246	6,660,898	2.75
米ドル	固定利付債				
	3,670,000	PEMEX 5.625% 23/01/46	3,636,938	3,282,814	1.36
米ドル	3,695,000	PETROLEOS MEX 5.5% 27/06/44	3,375,565	3,276,357	1.35
米ドル	2,380,000	PETROLEOS MEX 6.375% 23/01/45	2,486,737	2,328,830	0.96
米ドル	400,000	PETROLEOS MEX 6.5% 02/06/41	483,000	401,400	0.17
米ドル	200,000	CEMEX SAB DE CV 7.75% 16/04/26	199,972	211,500	0.09
			10,182,212	9,500,901	3.93
		メキシコ合計	16,880,458	16,161,799	6.68
モンゴル					
米ドル	国債				
	550,000	MONGOLIA GVT 5.125% 05/12/22	424,775	434,145	0.18
			424,775	434,145	0.18
米ドル	固定利付債				
	1,555,000	TRAD&DEV BK MONG 9.375% 19/05/20	1,621,658	1,449,591	0.60
米ドル	882,000	DEVT BK MONGOLIA 5.75% 21/3/17	865,683	862,503	0.36
			2,487,341	2,312,094	0.96
		モンゴル合計	2,912,116	2,746,239	1.14
モンテネグロ					
ユーロ	国債				
	1,560,000	MACEDONIA 3.975% 24/07/21	2,018,280	1,709,980	0.71
ユーロ	785,000	REP OF MONTENEGRO 5.375% 20/5/19	1,093,621	909,190	0.38
ユーロ	635,000	REP OF MONTENEGRO 3.875% 18/3/20	664,117	684,432	0.28
			3,776,018	3,303,602	1.37
		モンテネグロ合計	3,776,018	3,303,602	1.37

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
モザンビーク					
国債					
米ドル	1,820,000	REP OF MOZAMBIQUE 10.5% 18/01/23	1,662,729	1,492,400	0.62
			1,662,729	1,492,400	0.62
		モザンビーク合計	1,662,729	1,492,400	0.62
オランダ					
その他の債券					
米ドル	2,793,000	NORTH LIGHT/ANGOLA 7% 16/8/19	2,542,333	2,450,473	1.01
			2,542,333	2,450,473	1.01
固定利付債					
米ドル	1,300,000	MAJAPAHIT HLDG 7.875% 29/06/37	1,482,249	1,573,001	0.66
ユーロ	1,390,000	PETROBRAS GBL FIN 3.75% 14/01/21	1,178,946	1,291,032	0.53
米ドル	1,235,000	ZHAIKMUNAI INT 7.125% 13/11/19	1,258,306	1,019,122	0.42
米ドル	700,000	PETROBRAS GL FIN 3.5% 06/02/17	660,767	695,730	0.29
米ドル	730,000	KAZAKHSTAN TEMIR 6.95% 10/7/42	721,900	682,696	0.28
米ドル	400,000	LUKOIL INTL FIN 4.563% 24/4/23	336,500	388,164	0.16
米ドル	310,000	AJECORP BV 6.5% 14/05/22	282,192	135,625	0.06
			5,920,860	5,785,370	2.40
		オランダ合計	8,463,193	8,235,843	3.41
パキスタン					
国債					
米ドル	450,000	ISLAM REP PAKISTAN 6.875% 1/6/17	454,233	466,523	0.19
米ドル	505,000	ISLAM REP PAKISTAN 7.875% 31/3/36	433,559	454,321	0.19
			887,792	920,844	0.38
		パキスタン合計	887,792	920,844	0.38
パナマ					
国債					
米ドル	940,000	REP OF PANAMA 4% 22/09/24	933,185	991,653	0.41
			933,185	991,653	0.41
その他の債券					
米ドル	200,000	REP OF PANAMA 4.3% 29/04/53	200,000	192,250	0.08
			200,000	192,250	0.08
		パナマ合計	1,133,185	1,183,903	0.49
パラグアイ					
国債					
米ドル	1,155,000	REP OF PARAGUAY 6.1% 11/08/44	1,213,750	1,180,987	0.49
米ドル	1,035,000	REP OF PARAGUAY 4.625% 25/01/23	1,023,623	1,047,938	0.43
			2,237,373	2,228,925	0.92
		パラグアイ合計	2,237,373	2,228,925	0.92

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ペルー					
米ドル	270,000	REP OF PERU 5.625% 18/11/50	317,261	313,875	0.13
			317,261	313,875	0.13
固定利付債					
米ドル	260,000	UNION AND CEMENT 5.875% 30/10/21	260,000	266,302	0.11
			260,000	266,302	0.11
ペルー合計			577,261	580,177	0.24
フィリピン					
変動利付債					
米ドル	200,000	SMC GLOBAL POWER FRN 07/11/49	200,000	206,314	0.09
			200,000	206,314	0.09
国債					
米ドル	2,710,000	REP OF PHILIPPINES 3.7% 01/03/41	2,798,580	2,891,361	1.19
米ドル	1,746,000	REP OF PHILIPPINES 3.95% 20/01/40	1,816,623	1,928,295	0.80
			4,615,203	4,819,656	1.99
フィリピン合計			4,815,203	5,025,970	2.08
ルーマニア					
国債					
ユーロ	3,350,000	ROMANIA 2.75% 29/10/25	3,806,802	3,894,767	1.61
米ドル	276,000	ROMANIA GVT 6.125% 22/01/44	325,440	339,480	0.14
			4,132,242	4,234,247	1.75
ルーマニア合計			4,132,242	4,234,247	1.75
ロシア連邦					
国債					
ユーロ	3,800,000	RUSSIAN FED 3.625% 16/09/20	3,948,004	4,469,540	1.85
米ドル	2,000,000	RUSSIAN FED 5.625% 04/04/42	1,931,730	2,090,000	0.87
米ドル	1,300,000	RUSSIAN FED 5% 29/04/20	1,254,000	1,373,450	0.57
米ドル	1,000,000	RUSSIAN FED 3.5% 16/01/19	973,125	1,012,480	0.42
			8,106,859	8,945,470	3.71
固定利付債					
米ドル	1,640,000	VEB FINANCE 5.45% 22/11/17	1,682,057	1,678,606	0.69
米ドル	500,000	MTS INTL FUNDG 8.625% 22/06/20	554,196	573,965	0.24
米ドル	540,000	GAZPROM OAO 6% 27/11/23	533,307	551,475	0.23
			2,769,560	2,804,046	1.16
ロシア連邦合計			10,876,419	11,749,516	4.87
ルワンダ共和国					
国債					
米ドル	590,000	REP OF RWANDA 6.625% 02/05/23	581,876	572,359	0.24
			581,876	572,359	0.24
ルワンダ共和国合計			581,876	572,359	0.24

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
セルビア					
	国債				
米ドル	1,420,000	REP OF SERBIA 5.25% 21/11/17	1,445,977	1,473,250	0.61
米ドル	770,000	REP OF SERBIA 7.25% 28/09/21	860,955	872,025	0.36
米ドル	520,000	REP OF SERBIA 5.875% 03/12/18	549,380	547,950	0.23
			2,856,312	2,893,225	1.20
		セルビア合計	2,856,312	2,893,225	1.20
シンガポール					
	固定利付債				
米ドル	500,000	BOC AVIATION PTE 3% 30/03/20	497,290	503,792	0.21
米ドル	370,000	MARQUEE LAND PTE 9.75% 5/08/19	370,000	380,656	0.16
			867,290	884,448	0.37
		シンガポール合計	867,290	884,448	0.37
南アフリカ					
	固定利付債				
米ドル	1,786,000	ESKOM HLDG 5.75% 26/01/21	1,804,010	1,682,769	0.70
米ドル	1,645,000	ESKOM HLDG 7.125% 11/02/25	1,637,645	1,545,274	0.64
米ドル	625,000	ESKOM HLDG 6.75% 06/08/23	619,419	589,925	0.24
			4,061,074	3,817,968	1.58
		南アフリカ合計	4,061,074	3,817,968	1.58
スリランカ					
	国債				
米ドル	4,335,000	REP OF SRI LANKA 6.85% 3/11/25	4,247,277	4,278,125	1.77
			4,247,277	4,278,125	1.77
	固定利付債				
米ドル	791,000	NTL SAVING BANK 8.875% 18/9/18	823,817	832,488	0.34
米ドル	230,000	BANK OF CEYLON 6.875% 03/5/17	236,613	235,175	0.10
			1,060,430	1,067,663	0.44
		スリランカ合計	5,307,707	5,345,788	2.21
トリニダード・トバゴ					
	その他の債券				
米ドル	810,000	PETRO TRINI&TOBAGO 6% 08/05/22	459,214	411,109	0.17
			459,214	411,109	0.17
		トリニダード・トバゴ合計	459,214	411,109	0.17
チュニジア					
	固定利付債				
米ドル	505,000	BANQ CENT TUNIS 5.75% 30/01/25	500,278	453,238	0.19
			500,278	453,238	0.19
		チュニジア合計	500,278	453,238	0.19

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト・エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
トルコ					
国債					
米ドル	7,095,000	REP OF TURKEY 4.875% 16/04/43	6,785,486	6,673,698	2.76
ユーロ	200,000	REP OF TURKEY 4.125% 11/04/23	270,794	244,629	0.10
			7,056,280	6,918,327	2.86
固定利付債					
米ドル	875,000	TC ZIRAAT BANKASI 4.25% 3/7/19	871,456	884,013	0.37
米ドル	587,000	EXPORT CRED TURK 5.875% 24/04/19	603,601	620,846	0.26
米ドル	290,000	EXPORT CRED BK TURK 5.375% 8/2/21	288,747	298,010	0.12
			1,763,804	1,802,869	0.75
		トルコ合計	8,820,084	8,721,196	3.61
ウクライナ					
変動利付債					
米ドル	983,000	UKRAINE GVT FRN 31/05/40	355,046	312,299	0.13
			355,046	312,299	0.13
国債					
米ドル	1,625,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/19	1,564,640	1,568,125	0.65
米ドル	968,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/20	719,452	922,020	0.38
米ドル	603,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/26	409,050	556,388	0.23
米ドル	438,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/22	299,758	414,896	0.17
米ドル	413,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/27	277,236	379,526	0.16
			3,270,136	3,840,955	1.59
		ウクライナ合計	3,625,182	4,153,254	1.72
英国					
その他の債券					
米ドル	980,000	BIZ FINANCE 9.625% 27/04/22	895,546	901,796	0.37
米ドル	425,000	OSCHADBANK 9.375% 10/03/23	383,018	382,500	0.16
			1,278,564	1,284,296	0.53
		英国合計	1,278,564	1,284,296	0.53
米国					
国債					
米ドル	323,000	UKRAINE GVT 7.75% 01/09/21	221,169	307,173	0.13
			221,169	307,173	0.13
その他の債券					
米ドル	2,645,000	BRAZIL LOAN TR 5.477% 24/07/23	2,416,059	2,186,838	0.91
			2,416,059	2,186,838	0.91
固定利付債					
米ドル	6,100,000	PEMEX MASTER 6.625% 15/06/35	6,769,263	6,206,750	2.57
米ドル	270,000	CEMEX FINANCE 9.375% 12/10/22	311,688	297,675	0.12
			7,080,951	6,504,425	2.69
		米国合計	9,718,179	8,998,436	3.73
ウルグアイ					
その他の債券					
米ドル	1,355,000	REP ORIENT URUGUAY 5.1% 18/06/50	1,402,209	1,273,700	0.53
			1,402,209	1,273,700	0.53
		ウルグアイ合計	1,402,209	1,273,700	0.53

ノムラ・ポートフォリオ・セレクト - エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額（１）	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
ベネズエラ					
国債					
米ドル	4,405,000	REP OF VENEZUELA 9.375% 13/01/34	1,528,117	1,651,875	0.68
米ドル	1,500,000	REP OF VENEZUELA 9.25% 7/5/28	471,426	562,500	0.23
米ドル	815,000	REP OF VENEZUELA 9% 07/05/23	282,455	304,606	0.13
米ドル	250,000	REP OF VENEZUELA 7.75% 13/10/19	108,750	98,438	0.04
			2,390,748	2,617,419	1.08
その他の債券					
米ドル	9,065,000	PETROLEOS VENEZU 6% 15/11/26	4,441,097	2,968,787	1.23
米ドル	3,820,000	REP OF VENEZUELA 11.95% 5/8/31	1,367,634	1,594,849	0.66
米ドル	3,076,000	PETROLEOS VENEZ 8.5% 02/11/17	1,561,637	1,158,627	0.48
米ドル	2,911,613	PETROLEOS VENEZ 6% 16/05/24	1,749,663	935,356	0.39
			9,120,031	6,657,619	2.76
固定利付債					
米ドル	1,400,000	PETROLEOS VENEZUELA 5.25% 12/04/17	733,600	743,820	0.31
米ドル	1,400,000	PETROLEOS DE VEN 5.5% 12/04/37	420,000	476,840	0.20
			1,153,600	1,220,660	0.51
		ベネズエラ合計	12,664,379	10,495,698	4.35
ベトナム					
国債					
米ドル	500,000	REP OF VIETNAM 4.8% 19/11/24	501,800	510,735	0.21
米ドル	250,000	REP SOCIAL VIETNAM 6.75% 29/1/20	274,688	278,281	0.12
			776,488	789,016	0.33
		ベトナム合計	776,488	789,016	0.33
ザンビア					
国債					
米ドル	1,385,000	REP OF ZAMBIA 8.5% 14/04/24	1,468,202	1,145,395	0.48
米ドル	960,000	REP OF ZAMBIA 5.375% 20/09/22	727,575	705,792	0.29
			2,195,777	1,851,187	0.77
その他の債券					
米ドル	1,840,000	REP OF ZAMBIA 8.97% 30/07/27	1,752,747	1,506,684	0.62
			1,752,747	1,506,684	0.62
		ザンビア合計	3,948,524	3,357,871	1.39
投資有価証券合計			233,907,897 (25,949,742,093円)	226,837,539 (25,165,356,577円)	93.96

（１）額面価額は、有価証券の原通貨にて表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,637万円）で、2016年５月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約309万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年５月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝123.65円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第１条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第５条第２項および別表Ⅰに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011／61／EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第５条第４項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2016年５月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.5兆円です。

(2016年5月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,984,277,652.92米ドル
		2	3,105,504,565.96豪ドル
		1	110,857,537.97カナダドル
		1	707,208,537.07ニュージーランドドル
		1	69,131,357.79英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	18	1,339,247,136.35米ドル
		7	159,605,850.85ユーロ
		12	357,479,330,388円
		9	712,219,547.39豪ドル
		4	49,716,321.02カナダドル
		5	257,267,946.18ニュージーランドドル
		3	16,619,946.04英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	15	606,330,383.11米ドル
		1	322,941,521.57南アフリカ・ランド
		1	15,513,231.53ユーロ
		23	20,225,242,243円
		6	647,063,946.55豪ドル
		3	190,484,143.35ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・ポートフォリオ・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2010年8月20日付のマスター信託証書（2016年3月31日付（2016年4月28日付で効力発生）の修正証書により修正済。）（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権およびファンドの業務全般を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社はすべてのシリーズ・トラストを終了することができます。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後も、ファンドの管理者として行為した期間中については、当該管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償、権限、特権およびファンドに対する償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとしますが、過去または現在の受益者から補償を受ける権利については、この限りではありません。

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.65円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2016年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2016年 3 月31日		2015年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		313,374	38,749	401,155	49,603
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,070,010	997,857	8,050,201	995,407
		8,383,384	1,036,605	8,451,356	1,045,010
前払費用		18,750	2,318	18,750	2,318
資産合計		8,402,134	1,038,924	8,470,106	1,047,329
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,369	375,000	46,369
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,637	37,500	4,637
その他準備金	4	965,000	119,322	1,130,000	139,725
繰越利益	4	6,054,617	748,653	5,255,936	649,896
当期利益	4	556,554	68,818	633,681	78,355
		7,988,671	987,799	7,432,117	918,981
引当金					
納税引当金	5	215,740	26,676	807,746	99,878
		215,740	26,676	807,746	99,878
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	176,999	21,886	204,352	25,268
税金および社会保障債務					
税金債務		9,513	1,176	9,210	1,139
社会保障債務		11,211	1,386	16,681	2,063

	<u>197,723</u>	<u>24,448</u>	<u>230,243</u>	<u>28,470</u>
負債合計	<u>8,402,134</u>	<u>1,038,924</u>	<u>8,470,106</u>	<u>1,047,329</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2016年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2016年 3 月31日終了年度		2015年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	323,029	39,943	379,754	46,957
人件費					
給与および賃金	8	744,856	92,101	811,587	100,353
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	73,619	9,103	71,873	8,887
その他営業費用		25,000	3,091	25,000	3,091
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	14,201	1,756	1,916	237
所得税	5	111,467	13,783	110,827	13,704
当期利益		556,554	68,818	633,681	78,355
費用合計		1,848,726	228,595	2,034,638	251,583
収益					
純売上高	1	1,843,927	228,002	2,025,472	250,450
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、10	4,799	593	9,166	1,133
収益合計		1,848,726	228,595	2,034,638	251,583

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2016年3月31日および2015年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2016年3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2015年1月1日より資産税（「NWT」）申告を年次化した2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグ直接税務当局は、特別準備金の計上を通じてNWTの引き下げプロセスを修正する通達（「通達」）を2015年11月19日に公表した。ルクセンブルグNWT法第8項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、その前年に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2016年3月31日現在、配当不可能準備金は合計965,000ユーロ（2015年3月31日：1,130,000ユーロ）であり、これは、2010年から2015年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2015年6月9日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6 - 買掛債権

2016年3月31日および2015年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 利息およびその他金融費用または金融収益

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	(8,987)	9,166
短期預金契約に係る受取 / (支払) 利息	4,799	—
当座預金口座に係る受取 / (支払) 利息	(5,214)	(1,916)
	(9,402)	7,250

注8 - スタッフ

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注9 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	117,000	119,250
コンサルタント報酬	—	45,224
海外規制費用	95,695	104,173
その他費用	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2016年3月31日現在、約12,536百万ユーロである（2015年：16,039百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		313,374	401,155
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	10	8,070,010	8,050,201
		<u>8,383,384</u>	<u>8,451,356</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>18,750</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	965,000	1,130,000
Profit brought forward	4	6,054,617	5,255,936
Profit for the financial year	4	556,554	633,681
		<u>7,988,671</u>	<u>7,432,117</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	215,740	807,746
		<u>215,740</u>	<u>807,746</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	176,999	204,352
Tax and social security debts			
Tax debts		9,513	9,210
Social security debts		11,211	16,681
		<u>197,723</u>	<u>230,243</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2016</i>	<i>Year ended March 31, 2015</i>
CHARGES			
Other external charges	9, 10	323,029	379,754
Staff costs			
Salaries and wages	8	744,856	811,587
Social security on salaries and wages	8	73,619	71,873
Other operating charges		25,000	25,000
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings	7, 10	14,201	1,916
Income tax	5	111,467	110,827
Profit for the financial year		556,554	633,681
TOTAL CHARGES		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>
INCOME			
Net turnover	1	1,843,927	2,025,472
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 10	4,799	9,166
TOTAL INCOME		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2016

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2016 and 2015, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936
Previous year 's profit	---	---	633,681
Net release of net worth tax reserve	---	(340,000)	340,000
Net worth tax reserve	---	175,000	(175,000)
Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Following the 25 November 2014 law, which annualized the net wealth tax (“NWT”) reporting as from 1 January 2015, the Luxembourg direct tax authorities issued on 19 November 2015 a circular (the “Circular”) modifying the NWT reduction process through the booking of a special reserve. In accordance with the paragraph 8 the Luxembourg NWT law, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due of the preceding year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2016, the non-distributable reserve amounted EUR 965,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2010 to 2015 (31 March 2015: EUR 1,130,000).

As per Annual General Meeting held on June 9, 2015, the 2009 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 340,000 while a net worth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2015.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2016 and 2015, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Interest and other financial charges or income

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(8,987)	9,166
Interest income/(charges) on short term deposit contracts	4,799	---
Interest income/(charges) on current accounts	(5,214)	(1,916)
	<u>(9,402)</u>	<u>7,250</u>

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2015 and March 31, 2016, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Domiciliation fees	117,000	119,250
Consultancy fees	---	45,224
Overseas regulation fees	95,695	104,173
Other charges	110,334	111,107
	323,029	379,754

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2016 and 2015 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 12,536 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 16,039 million).

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した
管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,362億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,095億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約7,474億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆1,362億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,094億円）を上限とします。
豪ドル受益証券 100億豪ドル（約7,982億円）を上限とします。
NZドル受益証券 100億NZドル（約7,450億円）を上限とします。
好利回り通貨コース受益証券 100億米ドル（約1兆1,094億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

（前略）

() 資本金の額（2016年2月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,654万円）で、2016年2月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約310万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.11円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

() 資本金の額（2016年5月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,637万円）で、2016年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約309万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 123.65円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

3 投資リスク

(参考情報)

本項を以下のとおり更新します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

米ドル受益証券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	22.24	33.59	33.32	28.17	21.38	10.59	19.67
最小値(%)	-7.22	-12.50	-10.57	-23.13	-21.58	-6.92	-21.54
平均値(%)	4.60	6.66	9.85	-1.92	-3.67	2.34	-1.85

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

豪ドル受益証券



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	26.21	50.98	47.81	27.06	28.25	23.78	15.56
最小値(%)	-5.63	-14.35	-7.66	-18.19	-20.66	-12.75	-6.32
平均値(%)	7.18	14.07	16.86	3.98	2.06	8.76	3.73

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

NZドル受益証券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	24.10	41.00	34.42	23.28	30.81	24.03	10.53
最小値(%)	-5.88	-18.83	-11.02	-19.07	-26.10	-11.04	-11.33
平均値(%)	6.98	9.81	12.51	0.27	-1.09	5.02	0.23

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(NZドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

好利回り通貨コース受益証券



	好利回り通貨コース受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	24.81	33.59	33.32	28.17	21.38	10.59	19.67
最小値(%)	-22.49	-12.50	-10.57	-23.13	-21.58	-6.92	-21.54
平均値(%)	0.42	6.66	9.85	-1.92	-3.67	2.34	-1.85

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(A) 日本

(中略)

上記記載は2016年4月28日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(B) ケイマン諸島

(中略)

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2016年7月29日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2016年7月29日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

第２ 管理及び運営

５ 受益者の権利等

（３）本邦における代理人

<訂正前>

（前略）

弁護士 田中 収
同 中井 崇一郎

東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

<訂正後>

（前略）

弁護士 田中 収
同 西山 洋祐

東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。